

令和 2 年第 2 回嘉麻市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和 2 年 2 月 10 日					
招集の場所	嘉麻市役所 嘉穂庁舎 第一会議室					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和 2 年 2 月 10 日 14 時 29 分	開会宣言	岡本喜久生			
	閉会 令和 2 年 2 月 10 日 15 時 19 分	閉会宣言	岡本喜久生			
付議案件	① 議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について ② 議案第 5 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について ③ 議案第 6 号 農用地利用集積計画(案)の決定について ④ 議案第 7 号 農業振興地域整備計画における変更(案)に関する意見について ⑤ 証明第 1 号 非農地証明願について ⑥ 通知第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について					
出席及び欠席	出席 14 名			欠席 1 名		
議事録署名委員	9 番	縄田 秀史	11 番	品原 勇二		
職務の為委員会に 出席した者の氏名	事務局長	井 桁 徹典	局長補佐	鎌田 一誠		
	主 査	野 見 山 剛	主 査	添 田 敦 子		
農業委員 出席状況	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	縄 田 緑	○	9	縄 田 秀 史	○
	2	萩 尾 邦 広	○	10	山 口 義 文	○
	3	嶋 田 尋 美	○	11	品 原 勇 二	○
	4	辻 田 茂	○	12	山 田 恵 子	○
	5	縄 田 精 二	○	13	浅 田 信	○
	6	日 高 寛 司	○	14	岡 本 喜 久 生	○
	7	田 中 久	○	15	小 山 修	○
	8	梶 原 徳 幸	×			

農地利用最適化 推進委員 出席状況	担当地区	氏 名	出欠	担当地区	氏 名	出欠
	山野・口春	藤 春 崇	○			
	大隈町	有 田 伸 志	○			
	大 力	伏 貫 喜 久 男	○			
	千 手	村 上 勝 義	○			
	飯 田	中 嶋 誠	○			

第2回嘉麻市農業委員会総会（令和2年2月10日）

- 事務局長補佐 それでは定刻になりましたので、始めたいと思います。
会議を始めるにあたりまして、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードにしてくださいようお願いいたします。本日の出欠状況をご報告させていただきます。在任委員15名中、出席者14名、欠席者、8番梶原徳幸委員のみの1名であり過半数を超えておりますので、会議規則第6条に従い本総会は成立しておりますことをご報告いたします。
- 【配布資料の確認】
- 事務局長補佐 それでは、開会宣言を副会長よりお願いいたします。
- 副会長 只今より、令和2年第2回嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。
- 事務局長補佐 続きまして、農業委員会憲章の朗読でございます。
ご起立をお願いいたします。
- 会場 【農業委員会憲章朗読】
- 事務局長補佐 ご着席下さい。
それでは、小山会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 【会長挨拶】
- 事務局長補佐 それでは、会長より議事進行をお願いいたします。
- 議長 本日の議事録の署名の委員について、会議規則第14条により議長が指名することにご異議ございませんか。
- 会場 【異議なしの声】
- 議長 議事録署名委員に9番の縄田委員と11番の品原委員にお願いし、書記を添田主査に執らせます。
それでは、審議に入ります。議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは1ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。
令和2年1月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修

事務局 今月は、農地法第3条関係におきまして、5件の申請が出ております。それでは、2ページをお願いいたします。

農地法第3条関係審議表番号1
 申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇 〇〇番地〇外1筆 地目：田2筆 地積：計3,555m²
 申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇 79歳
 申請人譲渡人：宗像市〇〇〇 〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 84歳
 譲受人耕作地自作地：3,994 m² 借入地：17,589m² 計：21,583m² 貸付地：なし 申請事由：規模拡大
 譲渡人耕作地自作地：3,555m² 借入地：なし 計：3,555m² 貸付地：なし 申請事由：離農 権利内容：所有権移転売買

この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が、譲渡人であります〇〇〇〇氏より売買で取得するものであります。嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地4,000 m²をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われまます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われまますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、3ページに位置図、4ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 続いて、地区担当推進員の説明であります。地区担当、藤春推進委員の説明をお願いいたします。

藤春推進委員 〇〇さんは現在宗像市に住まれており、もう高齢であるということで、娘さんがいるんですけども、娘さんは福津市に住んでおられて、もう作れない状況であるということで〇〇さんに譲りたいということであります。現地を見せてもらいましたけども、草なども刈られてよく整備してありました。特に問題はないと思います。

議長 只今、事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。審議番号1番について、質問はございますでしょうか。

会場 【異議なしの声】

議長 それでは、採決に入ります。審議番号1番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。続きまして、審議番号2番の説明を事務局に求めます。

事務局 続きまして、5ページをお願いいたします。

事務局	<p>農地法第3条関係審議表番号2</p> <p>申請地：嘉麻市〇〇〇字〇〇〇 〇〇〇番地〇 地目：畑 地積：60m²</p> <p>申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇 69歳</p> <p>申請人譲渡人：神奈川県横浜市青葉区〇〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇号 〇〇〇〇 82歳</p> <p>譲受人耕作地自作地：19,674.56 m² 借入地：8,035m² 計：27,709.56m² 貸付地：3,100 m² 申請事由：規模拡大</p> <p>譲渡人耕作地自作地：108m² 借入地：なし 計：108m² 貸付地：なし 申請事由：規模縮小 権利内容：所有権移転売買</p> <p>この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が、譲渡人であります〇〇〇〇氏より売買で取得するものであります。嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000 m²をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくお願ひいたします。資料といたしまして、6ページに位置図、7ページに申請地図を添付してあります。以上でございます。</p>
議長	<p>続いて、地区担当推進員の説明であります。地区担当、有田推進委員の説明をお願いいたします。</p>
藤春推進委員	<p>令和2年の1月21日、〇〇氏がみえられ畑の売買の話をされました。特に問題はないと思われますので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>只今、事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問はございますでしょうか。</p>
会場	<p>【異議なしの声】</p>
議長	<p>それでは、採決に入ります。審議番号2番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。</p>
会場	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。続きまして、審議番号3番の説明を事務局に求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、8ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第3条関係審議表番号3</p> <p>申請地：嘉麻市〇〇字〇〇〇〇 〇〇〇番地〇外2筆 地目：田3筆 地積：計3,087m²</p> <p>申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇 66歳</p>

事務局 申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇〇 87歳
譲受人耕作地自作地：22,667.95m² 借入地：57,103.93m² 計：79,771.88m²
貸付地：なし 申請事由：規模拡大
譲渡人耕作地自作地：3,120m² 借入地：なし 計：3,120m² 貸付地：なし 申請
事由：規模縮小 権利内容：所有権移転贈与

この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が、譲渡人であります〇〇〇氏より贈与で取得する
ものであります。嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000 m²をクリアし
ており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われれます。また、農地法第3条第2
項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われれますが、ご審議
よろしくお願いいたします。資料といたしまして、9ページに位置図、10ページに
申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 続いて、地区担当推進員の説明であります。地区担当、藤春推進委員の説明をお願い
いたします。

藤春推進委員 〇〇〇さんが高齢のために施設に入所され、もう出来ないということで、〇〇〇〇さ
さんが甥にあたりますので、〇〇〇〇さんに譲るといことです。以上です。

議長 只今、事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号3番について、質問はございますでしょうか。

会場 【異議なしの声】

議長 それでは、採決に入ります。審議番号3番について、賛成の委員さんは挙手をお願
いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。続き
まして、審議番号4番の説明を事務局に求めます。

事務局 続きまして、11ページをお願いいたします。

農地法第3条関係審議表番号4

申請地：嘉麻市〇〇字〇〇〇 〇〇〇番地〇 地目：田 地積：1,644m²

申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇〇 35歳

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇 66歳

譲受人耕作地自作地、借入地、貸付地ともになし 申請事由：新規就農

譲渡人耕作地自作地：22,667.95m² 借入地：57,103.93m² 計：79,771.88m²

貸付地：なし 申請事由：規模縮小 権利内容：所有権移転贈与

事務局 この申請は、譲受人の〇〇〇氏が、譲渡人であります〇〇〇〇氏より贈与で取得するものであります。後に出てきます利用権設定の耕作地面積 2,552 m²と今回贈与分を合わせ嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000 m²をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくお願いいたします。なお、〇〇〇氏に関しましては新規就農者であり、別途営農計画書を提出いただいております。資料といたしまして、12ページに位置図、13ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 続いて、地区担当推進員の説明であります。地区担当、藤春推進委員の説明をお願いいたします。

藤春推進委員 新規就農者の〇〇〇さんは、前にありました〇〇〇さんの孫でありまして、新しく苺をやりたいということで、10ページの3マチと13ページの1マチを交換するという形になります。そして、13ページの1マチの南側の1マチと合わせて2マチで苺を新しくやりたいということです。特に問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 只今、事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問はございますでしょうか。

会場 【異議なしの声】

議長 それでは、採決に入ります。審議番号4番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。続きまして、審議番号5番の説明を事務局に求めます。

事務局 続きまして、14ページをお願いいたします。

農地法第3条関係審議表番号5

申請地：嘉麻市〇〇字〇〇 〇〇番地 地目：田 地積：5,961m²

申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 57歳

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇 82歳

譲受人耕作地自作地：4,018m² 借入地：なし 計：4,018m² 貸付地：なし 申請事由：規模拡大

譲渡人耕作地自作地：20,888m² 借入地：なし 計：20,888m² 貸付地：なし 申請事由：規模縮小 権利内容：所有権移転売買

事務局 この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が、譲渡人であります〇〇〇〇氏より売買で取得するものであります。嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000 m²をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われま。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われま。ご審議よろしくお願いいたします。資料といたしまして、15 ページに位置図、16 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 続いて、地区担当推進員の説明であります。地区担当、伏貫推進委員の説明をお願いいたします。

伏貫推進委員 1 月 29 日に現地調査をいたしました。譲渡人であります〇〇〇〇氏が高齢であり足も悪いので農地を手放したいということです。譲受人の〇〇〇〇氏は経営規模を拡大し水稲とか野菜を栽培し農家経営を安定させたいということで売買が成立しております。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今、事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。審議番号 5 番について、質問はございますでしょうか。

会場 【異議なしの声】

議長 それでは、採決に入ります。審議番号 5 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。続きまして、議案第 5 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは 17 ページをお願いいたします。
 議案第 5 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
 農地法第 4 条第 1 項の規定により別紙のとおり申請があつたので審議に付する。
 令和 2 年 2 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修
 今月は、農地法第 4 条関係におきまして、1 件の申請が出ております。
 それでは 18 ページをお願いいたします。

農地法第 4 条第 1 項関係審議表番号 1
 この案件は平成 31 年 3 月 8 日に開催された第 3 回嘉麻市農業委員会総会議案第 12 号農業振興地域整備計画における変更(案)に関する意見で市長部局より農業委員会の意見が求められ平成 31 年 3 月 11 日に農業振興地域農地から農業用施設用地へ用途区分の変更を行った農地になります。
 申請地：嘉麻市〇〇字〇〇 〇〇〇〇番地〇 地目：田 地積：2,726.42 m²

事務局	<p>申請人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇、転用目的：農業用倉庫の建設及び育苗施設の設置、農地区分：農用地区域内農地</p> <p>また、農用地区域内農地の不許可の例外であります農業用施設用地に該当しております。</p> <p>この申請は、〇〇〇氏が自己所有の田 1 筆 3,320 m²のうち 2,726.42 m²を農業用倉庫の建設及び育苗施設の設置として転用を計画してるものであります。地元との協議も整っており、許可申請上の書類も特に問題ないと思われませんが、ご審議よろしくお願ひいたします。資料といたしまして、19 ページに位置図、20 ページに申請地図、21 ページに現況平面図、22 ページに土地利用計画図、23 ページに縦横断面図、24 ページ建物立面図にを添付しております。以上でございます。</p>
議長	<p>続いて、地区担当推進員の説明であります。地区担当、村上推進委員の説明をお願いいたします。</p>
村上推進委員	<p>牛隈の方に倉庫があるということで、夜とかに出入りすると苦情があるということで、こちらのほうに移転するというで聞いてまいりました。下の方に農業用倉庫を建ててその周りをアスファルト舗装して奥のほうに農機具を 4 台程度止められるようにしたいということと、上の方は育苗施設としてバラスで埋め立てるということです。別に問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>只今、事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。 本案についてご質問はございませんでしょうか。</p>
会場	<p>【異議なしの声】</p>
議長	<p>それでは、採決に入ります。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。</p>
会場	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>賛成多数であります。よって、本案は県の許可案件ですので県に進達したいと思っております。続きまして、議案第 6 号農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは 25 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 6 号農用地利用集積計画（案）の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議に付する。</p> <p>令和 2 年 2 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修</p> <p>本件は市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。 それでは 26 ページから 30 ページをお願いいたします。</p>

事務局 今月は(1) 利用権設定が新規で 31 件 82 筆 127,945m²、更新で 6 件 19 筆 26,015m²、計 37 件 101 筆 153,960 m²の申請がっております。続きまして、31 ページ(2) 所有権移転が 2 件 2 筆 3,593 m²の申請がっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われませんがご審議よろしくをお願いいたします。以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。
本案についてご質問はございませんでしょうか。

会場 【異議なしの声】

議長 質問はないようですので、採決に入りたいと思います。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 賛成多数であり、よって、本案は原案どおり市長部局へ回答したいと思います。続きまして、議案第 7 号農業振興地域整備計画における変更(案)に関する意見についてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは 32 ページをお願いいたします。
議案第 7 号農業振興地域整備計画における変更(案)に関する意見について農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定により農業委員会の意見が求められているため審議に付する。
令和 2 年 2 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修

本件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定により、先に開かれまして嘉麻市農業振興地域整備促進協議会の審議の可決を得て、市長部局より農業委員会に意見が求められているもので、今回は農業振興地域整備計画の変更が 5 件出されており全て編入の案件となっております。

それでは 34 ページをお願いいたします。

整理番号 1

申請地：〇〇〇字〇〇〇 〇〇〇番地〇外 4 筆 用途区分：農用地 台帳地目：田
現況地目：田 面積：5 筆計 2,583 m²

続きまして、整理番号 2

申請地：〇〇〇字〇〇 〇〇〇〇番地〇外 5 筆 用途区分：農用地 台帳地目：田
現況地目：田 面積：6 筆計 5,939 m²

続きまして、整理番号 3

申請地：〇〇字〇〇〇 〇〇〇〇番地〇外 8 筆 用途区分：農用地 台帳地目：田
6 筆、原野 3 筆 現況地目：田 面積：9 筆計 17,905 m²

続きまして、整理番号 4

申請地：〇〇字〇〇〇〇 〇〇〇〇番〇 用途区分：農用地 台帳地目：田 現況地

事務局 目：田 面積：3,408 m²
今回は4件 21筆 地積計 29,835 m²となっており、変更目的は全て中山間地域等直接支払交付金事業への取組みのためとなっております。
資料といたしまして35ページに位置図、36ページから39ページに整理番号別の申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。
本案についてご質問はございませんでしょうか。

会場 【異議なしの声】

議長 本案については意見を求められている案件ですので異議なしということでよろしいでしょうか。

会場 【異議なしの声】

議長 本案は異議なしとして市長部局へ回答したいと思います。
続きまして、証明第1号非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは40ページをお願いいたします。
証明第1号非農地証明願について
証明書交付手続要領の規定に基づき非農地証明願の発行について審議に付する。
令和2年2月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修

今月は、非農地証明願について、2件の申請が出ております。それでは41ページをお願いいたします。

非農地証明願関係審議表番号 1
申請人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 (〇〇〇〇〇推定相続人代表) 〇〇〇〇
申請地：〇〇字〇〇〇 〇〇〇番地 台帳地目：田 現況地目：雑種地 地積：206m² 所有者：〇〇〇〇〇
当該地は、42ページの非農地証明経過書にありますように、現所有者であります〇〇〇〇氏が相続した後20年以上耕作放棄されていたため、隣接者が草刈等管理耕作を行っていたものの、農地法の無知により椰子の木の大き木を植えてしまい今後も農地としての利用が困難である為、今回非農地証明の申請を行っておりますのでご審議をよろしくをお願いいたします。なお、所有者の〇〇〇〇〇氏につきましては施設入所中であり意思の疎通ができないため、今回の申請につきましては相続人であり、子供さん全員より〇〇〇〇氏を相続人代表とする旨の同意書を提出いただいております。資料といたしまして43ページに位置図、44ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長	<p>続いて、地区担当推進員の説明であります。地区担当、中嶋推進委員の説明をお願いいたします。</p>
中嶋推進委員	<p>飯田地区の推進委員をしています中嶋です。今説明があったように〇〇〇〇〇さんは高齢のため施設に入られて、相続人全員の同意を得て申請を〇〇〇〇さんがされたということです。現場は〇〇と〇〇の境の近くの〇道沿いにある田んぼでして、広さが200 m² くらいの土地で、ずっと耕作はされていないということで今後もされない状況の田んぼです。今、耕作してないんですけども〇〇〇〇〇〇〇〇という会社がずっと草刈りの管理をしていたんですが、農地法の関係はわからなかったということで木を植えられてたということです。この頃そのことに気づかれて非農地の申請に至ったということで問題はないかと思いますので皆様のご審議をお願いします。</p>
議長	<p>只今、事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。審議番号 1 番についてご質問はございませんでしょうか。</p>
会場	<p>【異議なしの声】</p>
議長	<p>質問はないようですので、採決に入りたいと思います。審議番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。</p>
会場	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>賛成多数であります。よって、本案は非農地として証明したいと思います。続きまして、審議番号 2 番の説明を事務局に求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、45 ページをお願いいたします。</p> <p>非農地証明願関係審議表番号 2 申請人：嘉麻市〇〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇〇 申請地：〇〇〇字〇〇〇 〇〇〇番地〇 台帳地目：畑 地積：42m² 所有者：〇〇〇〇〇</p> <p>当該地は、46 ページの非農地証明経過書にありますように、隣接の〇〇〇番地に孫が一般住宅を建設するにあたり、建築基準法上、敷地が道路に接していなければならないため令和 2 年 1 月 15 日に元の〇〇〇番地〇の 374 m² のうち 42 m² を接道部分として分筆、また、現況は畑ですが草刈等管理耕作はされているものの耕作物はない状況であり、今回非農地証明の申請を行っておりますのでご審議をよろしくお願いいたします。資料といたしまして 47 ページに位置図、48 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。</p>
議長	<p>続いて、地区担当推進員の説明であります。地区担当、有田推進委員の説明をお願いいたします。</p>

有田推進委員	令和2年2月5日に〇〇氏から現地にて説明を受けました。道路に面して〇〇氏が所有する借家がありまして裏側に申請の畑があり、その横に宅地があります。お孫さんがその宅地に家を建てたいということで、建設資材の搬入口がないため借家を解体し建築したいということです。特に問題はないと思われますので皆様のご審議をお願いします。
議 長	只今、事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。審議番号2番についてご質問はございませんでしょうか。
会 場	【異議なしの声】
議 長	質問はないようですので、採決に入りたいと思います。審議番号2番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会 場	【全員挙手】
議 長	賛成多数であります。よって、本案は非農地として証明したいと思います。続きまして、通知第2号農地法第18号第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	<p>それでは49ページをお願いいたします。</p> <p>通知第2号農地法第18条第6項の規定による通知について 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので報告する。 令和2年2月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修</p> <p>今月は10件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっております。50ページ及び51ページに報告書を添付しております。以上でございます。</p>
議 長	本件は報告のみでございます。最後に会議次第6番その他に移らせていただきます。事務局の説明を求めます。
事 務 局	<p>その他について</p> <p>【次回総会の日程について】</p> <p>【賃借料情報について】</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	委員さんから何かご質問はございませんでしょうか。
	<p>【総会資料の事前配布について】</p> <p>【女性農業委員研修参加の報告について】</p>
事務局長補佐	閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。

副 会 長 以上をもちまして、令和 2 年第 2 回嘉麻市農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

9 番委員

11 番委員
